安藤誠二 英米法研究

談論アメリカ契約法 第7講

約束的禁反言について(その2)

安藤 誠二

常に変わらず、馬場壮年、千葉青年、土井青年の三人は連れだって荒井老年の家を訪ねた。皆、机上に置かれた「日/米国際訴訟の実務と論点」と題する本が気にならぬでもなかったが、最近頻発する電車の一時不通が原因で約束時間に遅参したため、挨拶もそこそこに研究会が始まった。

- 荒井(A)「今日は前回に引続き、約束的禁反言の法理(the doctrine of promissory estoppel)が適用された判例を幾つか検討します。電信送金、新規事業計画、保証違反と第三受益者、移動通信、銀行融資、フランチャイズ契約、販売代理店契約、保険填補、特殊コンピューターの開発と納入など、テーマは多岐に亘ります。先発投手を務めるのは、予告どおりに、千葉君です。」
- 馬場(B)「パシフィック・リーグですね。」(笑い)
- 千葉(C)「私が割当を受けた判例は3件ですが、事件の背景が比較的に判りやすい銀行取引に関する判例を先ず報告します。」
- 土井(D)「籤運の悪い私は難しい事件を受け持ちます。」
- 荒井「そのような意地悪はしていません。(笑い)1998 年 12 月に下された新しい判例ですから、最初に報告を願ったのです。」
- 千葉「国際的取引を行う事業会社 SID の代表者 A が Citibank のシカゴ第 5 支店窓口を訪れ、中国銀行を経由して北京平和飯店宛に\$16,000 の電信送金を依頼しました。午後 2 時少し前でしたから、銀行間ネット・ワークに乗せて当日中に送金を完了するための締切時間が迫っていました。応対した銀行の担当者 B は A から聞いた送金明細を銀行のコンピューター・システムに入力しました。ところが B のプリンターが故障していたため、B は同僚 C の机上にあるプリンターに送金明細をプリント・アウトしたのです。」
- 土井「齟齬の始まりですね。」(笑い)
- 千葉「コンピューター・プリントアウトは資金振替書とも呼ばれていて、B はこれに署名しました。次いで、振替書を確認して署名した C は、オン・ライン・ネットワークで電信送金を行うために必要なキーを自分のコンピューターに入力しました。SID の送金指図は即時に実行され、資金

は中国銀行に送られました。」

- 土井「手際は良いのですが、何かが欠けている。」
- 千葉「そうです。送金が済んでから、B は資金振替書への署名を A に求めました。振替書は SID の口座から中国銀行の北京平和飯店口座宛に\$16,000 の電信振替を行う SID から Citibank に対する指図でした。A は直ぐには振替書に署名せずに、携帯電話で会社の秘書に送金内容の確認をしました。」
- 土井「金額か送金先に誤りがあったのですか?」
- 千葉「後者です。SID の予定していた送金先は、北京平和飯店ではなく、実は取引先のJL でした。B は A に対し、北京平和飯店宛の送金は既に完了したものの、電信の取消または撤回の手続を行うと告げました。そこで A は JL 口座宛に\$16,000 を電信送金するよう B に指図し、送金授権のため新たな振替書に署名しました。B は電信送金撤回書を作成し、Citibank の電信送金処理センターにファックスで送りました。」
- 土井「撤回が旨く行けば良いのですが。」(笑い)
- 千葉「ところが 1 ヶ月以上経過してから Citibank の支店長から SID に連絡が入り、北京平和飯店宛の電信送金を撤回しようと努めたにも拘わらず、中国銀行と北京平和飯店が資金返還に同意しないため、\$16,000 を SID 口座から引落とす外ないと伝えてきたのです。」
- 土井「誤った送金先が返金に同意しないと言うことは、それなりの理由があるのでしょうね。」
- 馬場「おそらく別の債務があったのでしょう。」
- 荒井「そのようです。損害賠償額に関係します。」
- 土井「損害賠償額?」
- 荒井「千葉君が後で説明してくれるでしょう。」(笑い)
- 千葉「SID は Citibank に対し無権限送金、約束的禁反言、欺瞞的慣行、過失による不実表示、及びネグリジェンス不法行為を理由に訴えを提起しました。事実審裁判官は無権限送金(unauthorized transfer)、約束的禁反言、消費者詐欺(consumer fraud)を根拠とする SID の請求を認めるサマリー・ジャッジメントを下しました。損害賠償額は訴訟費用を含めて、\$32,900 でした。Citibank はイリノイ州控訴裁判所に控訴しました。」
- 土井「無権限送金とは何ですか?」
- 荒井「統一商事法典の中でも私たちが普段余り目を通すことのない第 4 章に 規定がありますね。」
- 馬場「UCC のセクション 4A-202 ですか?」
- 千葉「そのイリノイ州ヴァージョンです。問題は二つあって、指図人の身

- 元確認(identity authorization)と安全手続(security procedure)の遵守です。」
- 土井「本件では A に権限のあることは確かですから、身元確認の問題は生じませんね。」
- 千葉「Bが安全手続に関する銀行の内部規定に従わなかったことは、被告の Citibank も認めています。」
- 土井「銀行は資金振替書に A の署名を受けずに送金を完了したのですから、 権限取得の手続に遺漏があったことになります。」
- 千葉「しかし、UCC の言う安全手続とは、顧客と銀行の間で合意されて確立 した手続に限定されます。」
- 馬場「セクション 4A-201 の公式注解ですね。」
- 千葉「資金振替書に顧客の署名を受けなかったことは、確かに銀行の内部安全手続に違背しますが、UCCの定める安全手続の違反にはならないのです。これが控訴裁判所の判断です。」
- 土井「無権限送金を理由とする原審のサマリー・ジャッジメントは覆された のですね。」
- 荒井「次は約束的禁反言ですが、その前に消費者詐欺の問題を簡単に報告して下さい。」
- 千葉「消費者詐欺及び欺瞞的営業慣行に関するイリノイ州法 が適用になる かどうかの問題です。消費者には法人も含まれますから、電信送金を依頼した SID は Citibank が提供する銀行業務の消費者です。しかしながら、 州法が意図しているのは、取引乃至商行為に於ける詐欺、不公正、また は欺瞞的な慣行から消費者を保護することです。」
- 土井「対象は不正な取引慣行ですね。」
- 千葉「そうです。送金を取消すことができると B が A に言った時、B はそれが誤りとは考えていませんでした。取消が簡単ではないと知ったのは後日のことです。本件のように慣行と離れた単発的不実表示(isolated misstatement)は法の適用対象外です。」
- 土井「消費者詐欺を原因とする原審の有責判断が否定されると、残るのは、 いよいよ約束的禁反言ですね。」
- 荒井「お待たせしました。」(笑い)
- 千葉「イリノイ州の判例法によれば、約束的禁反言を根拠に請求を行う者は次の事実を証明しなければなりません。第一に、被告が原告に対して明白な約束(unambiguous promise)をしたこと、第二に、原告がこの約束を信頼した(relied on)こと、第三に、原告の約束に対する信頼を被告が予期し、予見可能(expected and foreseeable)であったこと、最後に、原告が約束を信頼した結果、損害(detriment)を被ったこと、以上が要件です。」

- 土井「B は A に、既に処理済みの北京平和飯店宛送金が取消可能であり、撤回手続をとると伝えたのですから、第一の要件は満足しています。」
- 千葉「誤った相手先への送金を撤回するとの B の言葉を信頼して A は第二の送金手続を行ったのですから、第二の要件も充たします。更に、誤送金を撤回する旨の B の言葉を信頼した A が、本来意図した JL への送金を指図するであろうことは、B にとって予見可能でした。」
- 馬場「予期していたと考えても良いでしょうね。」
- 荒井「問題は第四の要件ですね。」
- 土井「第二の送金の結果、SID の口座から\$16,000 が二重に引落とされたのですから、SID は損害を被りました。特に問題はなさそうです。」
- 荒井「私が早まったようです。」(笑い)
- 千葉「控訴裁判所は、原審の判決中、無権限送金と消費者詐欺を原因とする 部分のサマリー・ジャッジメントは破棄しましたが、約束的禁反言を原 因として原告の請求を認めた判断に関しては原判決を承認しました。」
- 土井「一件落着です。」
- 千葉「いいえ。損害賠償額の問題が残ります。」
- 土井「約束的禁反言を原因とする請求額から原告側の訴訟費用が除外される であろうことは、容易に想像できます。」
- 荒井「それだけではないでしょう。」
- 土井「判りました。北京平和飯店が誤送金の撤回要求に応じなかったことが 関連しますね。」
- 馬場「土井君にいつもの冴えが戻りましたね。(笑い)錯誤による電信送金であっても、送金受領者が自己の有する有効な債権に誠実に充当したときは、送金を撤回できないと判示した先例 があります。送金の取消に応じない北京銀行にも理由があるのです。もし北京平和飯店が SID に対して\$16,000 を超える債権を持っていたと仮定すれば、SID は誤送金によって損害を被っていませんし、賠償金の受領が逆に不当利得になることすらあり得ます。」
- 土井「原審判決はサマリー・ジャッジメントですから、北京平和飯店の有する債権に関しては証拠調べをしていない筈です。」
- 千葉「皆さんが話を進めて下さるので報告者は大助かりです。(笑い)縷々述べたような次第ですから(笑い)控訴裁判所は損害賠償額の確定のため、原審に差戻しました。」
- 荒井「ご苦労様でした。少し休憩を取りましょう。」

荒井夫人心尽くしの茶菓を楽しみながら、机上の本に話題が集まった。【訴

状の送達から判決の執行まで】と副題の付く「日/米国際訴訟の実務と論点」は、日米両国弁護士でワシントン大学客員教授も務める藤田康弘氏の労作である。民事訴訟法制定の経緯や外国人に対する管轄権行使について、荒井老年が感想を述べた後、研究会を再開した。

- 荒井「千葉君に引続きお願いします。ポズナー判事の判決です。」
- 土井「『法の経済学的分析』で著名な第 7 巡回区連邦控訴裁判所の首席判事で すね。以前略歴をお聞きしました。」
- 荒井「それにこの判決は、第一の判例より更に新しいのです。1999 年 4 月の 判決 です。それでは千葉君どうぞ。」
- 千葉「1987年に、被告の Amway はテレ・チャージ電話と呼ぶ新しい製品を、実際には製品とサーヴィスの組合わせですが、販売代理店に提案しました。対象に考えた顧客はホテルとレストランの来客でした。顧客はクレジット・カードまたはテレホン・カードを使って遠距離通話を架け、ホテルやレストランは販売代理店と共に長距離電話会社から通話料の一部を受取ることになります。原告の All-Tech は、Amway の販売代理店となってテレ・チャージ電話を販売し、付帯するサーヴィス業務を行う目的で、1988年の始めに設立された会社です。All-Tech は多量の電話機を買入れました。ところが All-Tech には解決できない様々な理由で、事業は失敗に終わりました。」
- 土井「問題は何処にあったのですか?」
- 千葉「設備の故障、法規制の問題、電話機自体の陳腐化などです。Amway は 1992年にテレ・チャージ電話事業から撤退しました。 All-Tech は Amway の行った一連の不実表示により勝算のない投機的事業に誘引され、事業を継続させられたと主張して、Amway を訴えました。
- 土井「一連の不実表示とは何ですか?」
- 千葉「事業を提案する前に Amway は詳細な調査を済ませていること、提供するサーヴィスは全米最善のものとなるであろうこと、どの様な電話線にも接続可能であること、サーヴィスは 50 州の許可を得ていること、どの電話会社の承認も必要としないこと、電話機一個当たりの販売代理店収入が\$750 と予想されること、Amway がテレ・チャージ電話運営のため契約した電話会社 ITI が同種事業に於ける全米最大の会社であること、テレ・チャージ電話機購入者は ITI 以外の電話会社を利用できないようにプログラムされていることなどです。」
- 土井「All-Tech の挙げる訴訟原因は?」
- 千葉「故意及び過失による不実表示と約束的禁反言です。ウィスコンシン州

東部地区連邦地裁は Amway の申立てたサマリー・ジャッジメントを認めたので、All-Tech が控訴したのです。」

- 土井「地裁が不実表示に基づく不法行為請求を斥けたのはどの様な理由によるのでしょうか?」
- 千葉「コモン・ローの『経済的損失法理』(economic loss doctrine)です。」
- 荒井「『経済的損失法理』は厳格製造物責任(strict products liability)に関連して 頻出する重要な法概念ですから、正確に把握する必要があります。テレ ・チャージ電話事件からは若干脱線しますが、最近の好判例を馬場君に 紹介してもらうことにします。千葉君は暫時休憩です。」
- 千葉「休憩と言っても、発言は許されるのですね。」
- 荒井「勿論です。」(笑い)
- 馬場「お話しするのは、第 7 巡回区連邦控訴裁判所から法律問題について意見確認を求められたウィスコンシン州最高裁が 1998 年 2 月に判示した回答です です。」
- 千葉「意見確認を求められた法律問題の内容は?」
- 土井「早速発言ですね。」(笑い)
- 馬場「契約当事者関係(privity)が存在しないとき、商事取引上隔絶した買主は、 厳格責任法理及びネグリジェンス法理に基づき、経済的損失の賠償を製 造者から求めることを、経済的損失法理によって妨げられるか?と言う 質問です。」
- 土井「難解な意見確認です。」
- 千葉「難解なのはどの様に回答すべきか以前の問題で、確認の内容自体を理解できるかどうかでしょう。」(笑い)
- 荒井「順を追って解説する必要がありそうです。先ず、経済的損失法理を簡単に表現すると、製造物の欠陥に起因する製造物自体の損害に対しては、人的損害と他の財物損害が発生していなければ、不法行為を原因とする損害賠償を認めないことです。製造物に欠陥があっても、損害が当該製造物に留まり、人の死傷害、他の機械設備の破損、工場の焼失などに波及しないのであれば、製造物の買主は、内在する製造上、または設計上の欠陥を主張して、製造者に対してネグリジェンスまたは厳格責任に基づく不法行為訴訟を起こせないのです。もし買主が製造物を製造者から直接買ったのであれば、契約違反を原因として製造者を訴えることになります。」
- 土井「例えば、統一商事法典セクション 2-315 『特定目的に対する適合性の黙示保証』(Implied Warranty: Fitness for Particular Purpose)に対する違反ですね。」

- 荒井「そうです。経済的損失は、『不適切な価格、修理費用、欠陥製造物代替費用、または派生的逸失利益に対する損害賠償金であって、人的損害や他財物に対する請求を含まない。』と定義されたり、それには、『製造物の品質が劣等で、製造・販売の一般的目的どおりに作動しないことが原因となる製造物の価値低減が含まれる。』とも言われています。換言すると、それは、不法行為法ではなく、契約法が保護すべき『裏切られた経済的期待』(disappointed economic expectations)なのです。いずれにせよ、経済的損失法理は裁判所が創造した(judicially created)原則です。」
- 千葉「ウィスコンシン州法準拠の判決中に、経済的損失法理を採用した先例 が見当たらなかったために、連邦裁判所が州最高裁に対する意見確認に 及んだのですか?」
- 馬場「そうとも言い切れません。1989 年に現れたサニースロープ事件判決でウィスコンシン州最高裁は既に経済的損失法理を採用していました。しかし本件とは事情が異なるのです。サニースロープ事件判決の解決した問題が、『製造物自体とそれから派生する経済的損失は、商事取引の背景に保証(warranty)が存在するとき、不法行為を理由に賠償を得られるか否か』に限定されることは、その後のノースリッジ事件判決で州最高裁自身が再確認しています。」
- 千葉「ワランティーの有無が問題なのですか?」
- 馬場「そうです。製造者と商事取引上隔絶した買主の間に契約当事者間の関係(privity)が存在しないときにも、経済的損失法理が適用となるか否かは 残された重要な問題です。」
- 土井「しかし、そのような事件背景がサニースロープ事件判決以後 10 年以上 も現れないのも不思議です。」
- 荒井「土井君の察しは鋭い。」(笑い)
- 馬場「ウィスコンシン州法に従った判決が複数あるのですが、実は連邦裁判所と州裁判所の意見が分かれたのです。プリヴァティーが存在しなくとも、州最高裁は法理を適用したであろうと考える連邦裁判所判決と、逆にプリヴァティーが存在しなければ、州最高裁は法理を適用しないであろうと結論付けた州控訴裁判所の判決です。」
- 土井「州最高裁への意見確認の内容を繰り返して下さい。」
- 馬場「契約当事者関係(privity)が存在しないとき、商事取引上隔絶した買主は、 厳格責任法理及びネグリジェンス法理に基づき、経済的損失の賠償を製 造者から求めることを、経済的損失法理によって妨げられるか?」
- 千葉「商事取引上隔絶した買主(remote commercial purchaser)とは、製造者と買 主の間に単一または複数の販売代理店が介在することを意味するのです

- ね。それに、プリヴァティーが存在しなければ、保証違反つまり契約責任を問えないわけですから、経済的損失法理が適用されて不法行為責任を主張できないとなると、損害を被った買主には救済の道が閉ざされることになります。」
- 土井「意見確認の意味が漸く理解できました。残る難問は州最高裁の回答で すね。」(笑い)
- 荒井「一言補足します。厳密に言うと、契約当事者関係が存在しなくとも保証違反を問える場合があります。例えば、売主と買主の間に販売代理店が介在していたとしても、売主による保証を販売代理店を通じて買主に拡張することがしばしばあるのです。」
- 馬場「ウィスコンシン州最高裁の回答によれば、商事取引当事者間の不法行為訴訟に経済的損失法理を適用する一般的根拠としては、(1)不法行為法と契約法の根本的相違点を維持すること、(2)経済的危険を契約によって配分する商事取引当事者の自由を保護すること、及び(3)経済的損失の危険を評価する上で最善の立場にある当事者、即ち商事取引の買主が、当該危険を引受け、割当を受け、または保険を附するように助勢することの3方針があります。そしてこの方針の何れも、当事者間にプリヴァティーが存在するか否かによって影響を受けないのです。」
- 千葉「意見確認に対する回答は肯定ですね。」
- 荒井「それではこの 3 方針、つまり 3 個の政策目的と言換えても良いでしょうが、それについて私から補足します。先ず、商事分野に於いては、不法行為法よりも、契約法、とりわけ保証法(law of warranty)が純粋な経済的損失の対処に適しているとの理解が、経済的損失法理の根底にあります。そして両者の機能を劃然と区別する核心概念は義務なのです。」
- 千葉「契約法上の義務は当事者の交換取引から発生しますが、不法行為法は 法により課せられる義務に立脚していますね。」
- 馬場「契約法は交換取引によって私的契約の当事者が得た期待利益を保護しています。しかし不法行為法の根幹には、人と財物に対する物理的損害から社会全体を保護しようとの考えがありますね。」
- 荒井「そのとおりです。従って、経済的損失だけが商事取引の当事者に生じたときには、不法行為責任を課すための論拠が著しく縮小するのです。例えば、連邦最高裁のイースト・リヴァー事件判決 は、『製造物がそれ自体に損害を与えるときに、不法行為責任を負担させる理由は脆弱であるが、当事者の救済を契約に委ねる理由は強固である。』と言っています。」
- 土井「ところで、質問があります。」
- 荒井「改まって何ですか?」(笑い)

- 土井「人身死傷害や他の財物に対する損害も実費用(real cost)ですから、これらを経済的損失でないと考えるのも妙です。」
- 荒井「鋭い指摘です。(笑い)ポズナー判事は『経済的損失』法理は『商業的損失』法理("commercial loss" doctrine)と呼んだ方が適切であろうと言っています。 理由は、土井君が指摘するように、人身死傷害と財物損害が、特に後者は換金できる価値の破壊であるため、経済的損失そのものであると言うに留まらず、一層重要なことですが、純粋に商業的な紛争の解決に不法行為法が不必要且つ不適切な手段であるからです。しかし、ここでは一般的に用いられる経済的損失法理に従いましょう。」
- 千葉「私からも質問があります。」
- 馬場「対抗意識を燃やしてきましたね。」(笑い)
- 千葉「経済的損失法理に陪審制度は無関係なのですか?」
- 荒井「土井君に負けず劣らず鋭い指摘ですね。(笑い)お陰で All-Tech 事件の、不実表示に自然と戻ることができます。」
- 千葉「議事進行のお役に立てたとすれば満足です。」(笑い)
- 馬場「千葉君としても、早く本論の判例報告を再開したいのでしょう。」
- 千葉「いいえ。そういう意味ではありません。」(笑い)
- 荒井「陪審制度は、事実問題の解決を俗人、つまり法律の素人、に委ねるものです。ところが陪審員が、当事者の契約意思と異なる意義を契約文言に与える証言に対して、時として予想外の反応を示し、当事者の予見不可能な証拠を採用することも珍しくありません。契約の当事者としては、このような危険に晒されることなく、出来得れば文書化された文言に信頼を寄せたいとの願望を持つ筈です。つまり陪審によって事実問題を解決する政策と、文書に信頼を寄せたい当事者の願望には、緊張関係があると言って良いでしょう。」
- 土井「成る程。」(笑い)
- 荒井「パロール・エヴィデンス・ルール(parol evidence rule)やフォー・コーナーズ・ルール(four corners rule)など多くの契約法上の法理は、契約上の紛争に関し陪審による審理範囲を制限する作用を果たしています。詐欺防止法(the statute of frauds)も同様です。ところが不法行為法には、陪審員の奇想天外な認定に対する遮蔽が設けられていません。」
- 土井「パロール・エヴィデンス・ルールとフォー・コーナーズ・ルールにつ いては、以前この研究会で詳しく論議しています。」
- 荒井「この奇想天外な結果に対する遮蔽が不法行為法には脱落しているから こそ、(消費者や商事取引に従事しない個人を別にして)商事上の契約当 事者が、契約上の紛争をエスカレートさせて不実表示の如き不法行為責

任を追及しないように、経済的損失法理が禁じているとも言えるのです。」 馬場「当事者は不実表示に対する防禦手段を契約上容易に講じて措けますね。」 土井「それはどういうことですか?」

- 馬場「経済的損失法理には、契約当事者に与える救済を契約上の救済に限定する機能があります。その顕著な事例が今までの検討に現れた製造物の保証でしょう。もし売主が買主にとり重要な意味を持つ口頭表示を行ったとすれば、買主はその表示を文書化した保証に具体化するよう売主に強く求めれば良いのです。売主が違背しても、統一商事法典に適切な救済が規定されているため、買主は保証の保護を受けられます。
- 土井「例えば、商品の品質、適合性、仕様などに関する保証ですね。」
- 馬場「そうです。結果的に口頭保証を強制することとなりかねない不法行為 法の活用を買主に認めるとすれば、利己的口頭証言を基礎に有責と陪審 から判断され、おそらくは、填補的損害賠償金だけでなく懲罰的損害賠 償金をも支払わされる危険に売主は晒されます。契約は不安定なものと なります。この脅威は紛争を保証(契約)法の道筋に導くことにより回 避されるのです。保証法の領域であれば、口頭保証を明示的に否認する か、またはパロール・エヴィデンス・ルールを発動してこれを無効とす ることが可能です。」
- 土井「欺瞞的行為を防ぐ最安価な方法は行為者を罰することではないでしょうか?」
- 荒井「いいえ。それは場合によりけりで、真に最安価な方法として、予防策を講じる義務を潜在的被害者に課すこともあるのです。それでは、千葉君に All-Tech 事件の判例報告を続けてもらいましょう。」
- 千葉「ポズナー判事は、経済的損失法理を適用して、故意及び過失による不 実表示を原因とする All-Tech の Amway に対する損害賠償請求を斥けまし た。」
- 土井「不法行為法によらず、契約法原理に従え、と言うことですね。」 荒井「正解です。(笑い)きりの良いところで休憩にしましょう。」
- モカ・コーヒーの香りを楽しみながら、荒井老年から藤田弁護士著作の解説を聞いた。皆一様に、国際事件の管轄抗弁について興味を抱いたようである。連邦最高裁のアサヒメタル判決(Asahi Metal Ind. v. Super. Ct. of Cal. Solano Cty., 480 U.S. 102 (1987))については、程度の差こそあれ全員が知っていたため、話が弾んだ。
- 土井「次は約束的禁反言ですね。ウィスコンシン州の判例法はどうなってい

るのでしょうか?」

- 馬場「ウィスコンシン州最高裁が 1965 年に下したホフマン事件判決 がリーディング・ケースでしょう。他州の判例にも引用されることが多いので、 契約法を学ぶ者なら誰でも、一再ならず読み聞きしているはずです。」
- 土井「ホフマン事件判決なら、前回の研究会でも話題に上りました。」
- 千葉「今回は私から、最新のコスグローヴ事件判決 を紹介します。1998年7月に第7巡回区連邦控訴裁判所が下した判決です。」
- 土井「またまたリチャード・アラン・ポズナーですか?」
- 千葉「済みません。」
- 荒井「謝ることはない。(笑い)州籍相違に基づき連邦裁判所が管轄権を行使 した事件で、準拠する実体法はウィスコンシン州法でしたね。」
- 千葉「事実の概略は次のとおりです。新規レストランをミルウォーキーに開業しようと企画した被告の JB は、家族ぐるみの友人である原告 BC に援助を求めました。求めた援助の内容は、\$100,000 の融資と、商売上及び法律上の助言でした。BC は経験を積んだ企業弁護士です。JB は BC に対して、融資金を 3 年以内に金利を附けて返済し、併せてレストラン所有権限の 19%を提供する約束をしました。BC の融資誓約書を携えて銀行との交渉に臨んだ JB は、事業必要資金を銀行から借りることができました。レストラン所有権の共有持分を与えるとの約束を信頼し、BC はレストラン用土地建物の賃借と銀行融資に関する交渉を支援しました。企業を有限会社 MB に組織したのも BC の助言によります。BC は自ら融資する意思があり、それが可能だったのですが、JB は銀行から代わりの融資を得たうえ、事業計画が順調に進んだ後になって、BC を計画から排除しました。レストランは開店し、事業は成功でした。JB に約束違背がなければ BCが取得したであろう所有持分に、財産価値が生じたことは明らかです。そこでこの訴訟が開始したのです。」
- 土井「被告はJBだけですか?」
- 千葉「いいえ。有限会社 MB も被告です。」
- 馬場「有限会社(limited liability company)の州籍は、合名会社(partnership)の場合と同様に、社員(members)の州籍とされますから、社員の中に一人でも原告と州籍を同じくする者がいると、州籍相違に基づく連邦裁判所管轄は成立しません。本件ではどうですか?」
- 千葉「MB の社員は唯一人、JB ですからその点は問題がありませんでした。」
- 土井「州籍相違に基づく訴訟は diversity suit でしたね。」
- 馬場「念のため、州籍は citizenship です。」(笑い)
- 千葉「陪審評決は原告の損害金を\$135,000 と認定しました。内訳は、約束的

禁反言に\$117,000、不実表示に\$1,000、不当利得に\$17,000 です。ところが、ウィスコンシン州東部地区連邦地裁は、一度は陪審評決どおりの判決を下しながら、被告の判決修正申立を受け、約束的禁反言について、原告が必須要件である信頼(reliance)を立証していないとの理由で、被告勝訴の判決を下しました。しかし、他の訴訟原因については、陪審の評決を維持承認しました。」

- 土井「判決修正の申立とは?」
- 荒井「新事実の発見、法の改変、及び法適用の明白な誤謬を理由とする評決無視判決(judgment notwithstanding the verdict)の申立でしょう。」
- 千葉「被告は事実審理の後、陪審協議前に、指示評決(directed verdict)の申立をしています。連邦地裁判事は、熟考すると答えて、取り敢えず陪審協議を続行させました。しかし判事は、陪審評決が出た後、被告の申立を却下して評決どおりの判決を下したのです。」
- 荒井「指示評決は法律問題としての判断(judgment as a matter of law)です。」
- 千葉「判決後に被告は既に却下された指示評決申立の再考慮を申立てたのです。」
- 馬場「手続が誤っています。評決無視判決を求めるべきでしょう。」
- 千葉「そのとおりです。原告は控訴審でその点を指摘したのですが、ポズナー首席判事は、申立が期限内(判決言渡後 10 日間)に為されたこと、及び申立内容が評決無視判決に相応すること、それのみで充分であり、表題の如何は問題に非ず(That was good enough; captions do not control.)と言って、手続上の不備を問題としませんでした。」
- 土井「些事にこだわらない大人(タイジン)の判断です。このフレーズは、captions を入れ替えて、何かの折に借用できそうです。」
- 荒井「俗事に思いを馳せているのですか?」(笑い)
- 千葉「原告 BC に対してレストランのシェアを与えるとの約束があり、更に原告がその約束を信頼して被告 JB に対し支援を行った事実があるとしても、持分譲渡に関する正確な条件が当事者間で取決められていないため、 陪審は契約違反に基づく原告の請求を棄却しました。」
- 土井「その点に関しては、連邦地裁と連邦控訴裁判所は特に問題としていないのですね。」
- 千葉「そのとおりです。次に約束的禁反言ですが、ポズナー判事は次のように述べています。約束的禁反言は、関係の破壊から生じる損害を訴求する根拠として、契約違反に代わるものです。約束の履行を信頼した諾約者に犠牲を伴う立場変更(costly change in position)を誘発しそうな約束が存在し、実際にこの約束が立場変更の誘因となったとき、例え契約が存

在しなくとも、諾約者は約束を強制できるのです。」

- 土井「先ほど話があったように、原告は信頼を立証できなかったのですね。」 千葉「それが地裁判事の判断でした。」
- 荒井「ポズナー判事が要約した約束的禁反言の定義には重要な制限が隠されています。つまり、約束を法的に強制可能とする信頼は、約束の履行を 合理的に期待した結果として誘発されることが必要です。」
- 千葉「判決の説くところによれば、不確実であり而も条件に束縛された約束であっても、理性ある諾約者が誘発されて、時間と精力を注ぎ、約束が履行される見込みを最大限に生かすよう努める価値のある、期待利益を持つことがあります。しかし諾約者が、履行を期待することに合理性のある確実な約束を信頼するのではなく、寧ろ、運任せと知りつつ時間と精力を注ぐのであれば、約束的禁反言は許容できません。」
- 土井「当初はレストランの権益がどの程度価値のあるものか不明でしたが、 何れにせよ、被告のJB は権益の譲渡を明確に約束しています。」
- 馬場「JB は約束を覆すこととなる附随事態を何ら条件としていないのですね。」 千葉「原告の BC が事業に時間と精力を注ぎ、更に\$100,000 融資の誓約までしたのも、被告の JB がこれに誘発されて新会社のシェアを分与してくれると希望したのが理由ではなく、既に確実にシェアを約束され、約束の付帯条件は単に、(もし求められれば)融資誓約を実行し、更に必要に応じ事業上並びに法律上の助言を与えることに過ぎないと考えたのが理由です。」
- 土井「そして、BC は付帯条件を実行し、または実行する準備を整えていたのですね。」
- 馬場「しかし、それより認定困難な問題は、BC が約束を実際に信頼したかどうかです。」
- 荒井「約束的禁反言法理の求める『信頼』は、約束の誘発に応えて何らかの 行為を単に実行するのではありません。諾約者の行為に犠牲(cost)が伴わ なければなりません。」
- 千葉「地裁判決を覆し、陪審評決を復活したポズナー判事は次のように説明しています。原告は知的専門役務を提供する弁護士ですから、原告の事業に注いだ時間と精力は犠牲です。一般人が余暇に手伝ったのとは訳が違います。また、融資誓約にも危険が伴いました。つまり、被告がこれを信頼したとすれば、約束的禁反言によって原告自身が逆に拘束されることとなります。事態の推移が示すように、被告は余所から一層有利な融資が得られないときに限り、誓約の実行を求める心算でした。これは当初目論見より事業が危険性に富んでいたことの証となっています。」

荒井「千葉君ご苦労様でした。ポズナー判決は不実表示と不当利得を承認する理由も述べているのですが、省略して、暫時休憩の後、元の All-Tech 事件に戻ることにしましょう。」

荒井夫人が差入れた柿を賞味しながら、荒井老年による藤田論攷の解説を聞く。ディスカバリーや弁護士・依頼者秘匿特権の問題は、永年アメリカでの実務を経験した著者ならではの解説と一同が感嘆した。

- 千葉「この事件のポズナー判事は約束的禁反言を次のように表現しています。 約束的禁反言の法理は、約束を契約上の引受(contractual undertaking)と看 做しているため、約因に代わる根拠を与えています。法理が適用される とき、即ち約束が理性人に信頼を誘発するのに充分なほど明確(definite) であるとき、約束の履行が法理により強制されるのです。」
- 荒井「約束が明確(clear and definite)であることは、約束的禁反言理論の必須要件(sine qua non)であると述べたミシガン州最高裁の判決 があります。」
- 土井「ところで、原告の Tell-Tech は被告 Amway のどの約束を捉えて約束的禁反言を主張するのでしょうか?」
- 千葉「テレ・チャージ電話事業を販売代理店に提案する前に Amway が詳細な調査を済ませているとの確言です。」
- 土井「約束とは通常将来を見据えたものです。必然的に、将来に於いて何か をする、と人は約束するのでしょう?」
- 馬場「そうですね。何らかの将来的行為を明言するのではなく、寧ろ、過去 または現在に於いて存在する状態を保証するものですから、Amway の確 言は約束より保証(warranty)と言った方が正確でしょうね。」
- 荒井「ラーニド・ハンド判事(Learned Hand, C.J.)を覚えていますね。」
- 土井「この研究会で何度かハンド判事の判決を取り上げました。」
- 荒井「第2巡回区連邦控訴裁判所に移った後のハンド判事が、メトロポリタン石炭社事件判決 で述べている次の言葉が重要です。『約束者が過去に既存するものを制禦できないことは明白であるから、保証事実が真実でないと判明したとき、保証は帰するところ諾約者の損害を填補するとの約束となる。』」
- 千葉「ポズナー判事によると、保証は一種の約束、この場合テレ・チャージ 電話事業開発に際しての調査が結局不完全であったと判明したとき、そ の結果を償うとの Amway の約束です。」
- 馬場「そう言えば、保証が信頼を誘発することは理に適うため、保証違反が

- 約束的禁反言を主張する根拠となり得ると判示した第 7 巡回区連邦控訴 裁判所のレーザー・ラブ事件判決 があります。」
- 土井「ポズナー判事ではないでしょうね。」
- 馬場「申し訳ない。」(笑い)
- 荒井「しかし、保証違反が約束的禁反言を主張する根拠となり得るのは、限られた事実関係が背景にあるときだけです。誇大宣伝は不実表示の訴訟原因とならないとの原則やパロール・エヴィデンス・ルールを回避する方策として、約束的禁反言法理を諾約者が用いることは許されないのです。それは兎も角、馬場君の言うレーザー・ラブ事件判決は、契約外の第三者受益者が直接契約当事者またはその保証人を訴えることが許されるか否かを問題としている興味ある事例ですから、千葉君と土井君には是非一読を勧めます。」
- 馬場「それと、訴状に記載すべき請求の基礎となる法理を、どの程度正確に 特定する必要があるか、と言う手続上のヒントも与えてくれます。」
- 千葉「ところで、原告の All-Tech が主張する約束的禁反言の適用には、既に 論議した経済的損失法理と同類の難点があります。」
- 土井「同類とはどういうことですか?」
- 千葉「経済的損失法理は、契約法理を保護し、不法行為原理と重畳する二重 の救済を妨げることに役立っています。」
- 土井「二重の救済は理に合わないと言うことですね。」
- 千葉「そうです。約束的禁反言は、伝統的契約原理の下では約因の裏付けが 無い約束には強制力が認められていないため、そのような約束を対象に 考えています。」
- 馬場「約因の見返りがある約束の違反については契約違反を請求原因とし、 約因の備わらない約束の違背については約束的禁反言法理を請求の根拠 とするのですね。」
- 千葉「ポズナー判事は、『約束の発生源である関係を支配する明示の契約があり、而も約因が争点とならないときは、約束的禁反言が穴埋めすべき救済上の間隙はない。』と言っています。」
- 土井「典雅な表現ですね。」(笑い)
- 荒井「約因が存在するとき約束的禁反言の発動を認めると、救済が重複するだけでなく、一層悪いことに、念入りに構築された契約法諸原則を巧みに回避することを容認してしまいます。」
- 土井「例えば、パロール・エヴィデンス・ルールや詐欺防止法のことですね。 成る程、経済的損失法理で問題視された点と同類です。」
- 荒井「良く気が付きました。」(笑い)

- 土井「約因の存在有無が要であるとすると、そもそも約因とは何かが問題で はありませんか?」
- 馬場「損害を招く不利益な信頼(detrimental reliance)は約束的禁反言の要件ですが、それは場合により約因と見なされることもあるでしょうね。」
- 荒井「実は、第9巡回区と第6巡回区の連邦控訴裁判所判決が同様の問題について解決の指針を与えています。前者はケンタッキー・フライド・チキンに関連するチェーン・レストラン営業権付与契約に関する争いであり、後者はセスナ航空機の地域販売代理店契約に関する訴訟です。要するに、約束的禁反言法理の要件である『損害を招く不利益な信頼』を満足すると原告が主張する履行が、文書化された契約の約因に相当する履行と同一であるときは、約束的禁反言法理は適用されません。原告の履行が、約束時に要求されたものであり、交換取引の対象であったとすれば、訴訟原因は契約違反であって、約束的禁反言ではないのです。」
- 土井「訴状の訴訟原因に契約違反と約束的禁反言を詐欺や不実表示と並列して記載することがしばしばありますが、これは予備的請求であると考えればよいのですね。」
- 荒井「他の組合わせは別にしても、契約違反と約束的禁反言が重複することはないのでしょうね。契約の成立が当事者の自白または裁判所の判断で確定したため、即時に約束的禁反言に基づく請求だけを切離して棄却した事件が、実際にイリノイ州の判例 にあるほどです。」
- 千葉「All-Tech 事件では、当事者の契約は、詳細な調査を済ませているとの保証が行われた時及びその範囲内における両者の関係を含んでいるのです。詳細な調査済みとの保証は契約上の保証であるか、または(否認、誇大広告の免責、またはパロール・エヴィデンス・ルールによって)契約上の保証とならないか、何れかです。後者の場合、保証を蘇生させるために約束的禁反言を用いる理由はないのです。」
- 馬場「多くの判例に引用される有名な言葉に、『約束的禁反言は、契約違反の立証が叶わぬ商事交換取引当事者に、林檎を再度ガブリと噛む機会(a second bite at the apple)を与えるべく予定した法理ではない。』と言う表現がありますね。」
- 千葉「ポズナー判事もその言葉で判決文を締め括っています。 しかし何故か 『商事交換取引』は欠けています。」
- 荒井「特に意味はないでしょうね、ところで、馬場君の示す表現は、第9巡回区連邦控訴裁判所のノリス判事(Nrris C.J.)が1984年の判決で使ったのが最初です。林檎を二度も噛むという発想は、ギリシャ神話で有名なトロイ戦争の原因となった黄金の林檎から来ているのかも知れません。」

土井「英単語の"apple"には"cause of dissension"(争いの種)と言う語義があります。P.O.D.に出ていて、C.O.D.にない珍しい例です。」

荒井「良くご存じですね。」(笑い)

馬場「"The apples on the other side of the wall are the sweetest" (人のものは良く見える。) と言う諺もあります。」

荒井「それは少し違うようです。」(笑い)

千葉「話が尽きないようですが (笑い) 私の報告はこれで終わります。」

荒井「ご苦労様でした。今日は論議が盛り上がり、時間が大幅に超過しました。土井君の報告は次回に繰り越さざるを得ません。」

土井「結構です。」

荒井「皆さんお疲れでしょう。粗茶でも入れましょう。」

馬場・千葉・土井 (異口同音に)「本日は有り難うございました。」

皆疲れ気味である。しかし荒井老人の説明する藤田論文にある「外国法の証明」は極めて新鮮に聞こえた。銘々が道すがら書店に立ち寄ろうと心に決めて、帰途についた。

Skyline Intern. Development v. Citibank, 706 N.E.2d 942 (Ill. App. 1 Dist. 1998) 810 ILCS 5/4A-202 (West 1994)

Illinois Consumer Fraud and Deceptive Business Practices Act (815 ILCS 505/1 et seq. (West 1996))

Quake Construction, Inc. v. American Airlines, Inc., 565 N.E.2d 990 (III. 1990) :シカゴのオウへア国際空港内にあるアメリカン航空の建物設備増改築工事を、元請工事業者から受注し工事準備に着手した下請工事業者が、発注の取消を受けたため、アメリカン航空と元請工事業者に対して損害賠償を求めた事件である。原告の訴訟原因は、契約違反(breach of contract)、損害を招く不利益な信頼(detrimental reliance)、停止条件放棄(waiver of condition precedent)及び契約の履行不能(impossibility of contract)の4項目から成っていた。主たる争点は、元請工事業者から下請工事業者に手交された契約意図表明状(Letter of Intent)が、強制力ある契約を構成するか否かであった。イリノイ州最高裁は、同意書に契約上の拘束力を附与する意思が当事者にあったか否かは、同意書の文言が多義的で決定できないため、外部的証拠の提出を当事者に求めて、当事者意思を決定する必要があると判断した控訴審判決を承認し、事実審裁判所に審理を差戻した。第2の訴訟原因である損害を招く不利益な信頼、即ち約束的禁反言について、イリノイ州最高

裁は、(1)被告が原告に明白な約束をしたこと、(2)原告がその約束を信頼したこと、(3)原告の信頼を被告が予期し、予見可能であったこと、及び(4)原告が約束を信頼して損害を被ったことを、原告が主張し、立証する必要があると述べた上、原告の信頼は合理的で正当なものであることを要し、契約不存在の場合でも原告は約束的禁反言の法理に基づき損害賠償を求め得るものと判示した。なお、本判決は Letter of Intent に関する数多くの判例を分析しているため、その法律効果を考える上で実務上好個の資料となる。

Banque Worms v. Bank America International, 570 N.E.2d 189 (N.Y. 1991):第 2 巡回区連邦控訴裁判所から意見確認を求められたニュー・ヨーク州最高 裁が、過誤による電信送金に適用すべき州法を示した判決である。ニュー ・ヨーク市内に営業所を持つ連邦特許銀行の Security Pacific は、オースト ラリア法人 Spedley Securities に代わって、ニュー・ヨーク市内に営業所を 持つ連邦特許銀行 BankAmerica International の Natwest USA 銀行口座に送金 すべき\$1,974,267.97 を、誤って BankAmerica のフランス籍銀行 Banque Worms 口座に宛て、電信送金した。Spedley は回転信用約定により Banque Worms に債務を負っていた。誤送金の返還を求める Security Pacific とこれ に応じない Banque Worms との間で争いになった。(Spedley は自己破産し、 BankAmerica は Security Pacific から資金を受領して Banque Worms に支払っ ているため訴訟から離脱した。) Security Pacific は、「事実の錯誤に基づき 支払った金銭は、支払者側に如何なる過失があっても、受領者側に立場の 変更があって返済を求めることが正義に反するときを除き、返還を求め得 る」との事実錯誤の法理(the "mistake of fact" doctrine)の適用を主張した。 これには損害を招く不利益な信頼(detrimental reliance)が要件となる。他方 Banque Worms は、「債務弁済または担保解消のため第三者から利益を受け た債権者または担保権者は、譲渡者側に権利関係または義務に関する錯誤 があっても、譲受人側に不実表示が無く、且つ譲渡者側の錯誤を知らない ときは、利得返還の義務がない」との有償弁済の法理(the "discharge for value" rule)が本件に適用されるべきであると主張した。ニュー・ヨーク州 最高裁は、不当利得法リステートメント §14[1]に定める有償弁済の法理が 州判例法上確立していると判断した。

All-Tech Telecom, Inc. v. Amway Corp., 174 F.3d 862 (7th Cir. 1999)

Daanen & Janssen, Inc. v. Cedarapids, Inc., 573 N.W.2d 842 (Wis. 1998):採石事業者が岩石破砕機の部品製造者に対して、部品の欠陥から事業者が被った(修繕費、逸失収入、及び判決前金利から成る)経済的損失\$400,000 の賠償を求めて、ネグリジェンス不法行為と厳格責任を原因として訴えた事

件である。部品は再三再四の更新にも拘わらず都度破損し、製造上及び設計上の問題が指摘された。採石事業者は部品を製造者の販売代理店から購入しているため、事業者と製造者の間に契約当事者の関係(privity)が存在しない。また採石事業者は欠陥部品に起因する人身損害や部品以外の他の財物に与えた損害を主張していない。訴えはウィスコンシン州ブラウン・カウンティー巡回裁判所に提起されたが、州籍相違を理由にウィスコンシン州東部地区連邦地裁に移送された。連邦地裁は、契約当事者関係が存在しないときにも、経済的損失法理を適用すべきか否かに関して、ウィスコンシン州最高裁が未だ判断していないこと、及び州最高裁以外の裁判所の意見が分かれていることを認めつつも、州最高裁はおそらく同法理を是認するであろうと考えて、不法行為を原因とする原告の請求を斥けた。原告控訴。第7巡回区連邦控訴裁判所は、ウィスコンシン州最高裁に法律問題の意見確認を行った。これに応えて、州最高裁がウィスコンシン州法を宣明したのが、本判決である。

Note, Economic Loss in Products Liability Jurisprudence, 66 Colum. L. Rev. 917, 918 (1966)

Comment, Manufacturers' Liability to Remote Purchasers for "Economic Loss" Damages -- Tort or Contract ?, 114 U. Pa. L. Rev. 539, 541 (1966)

Sunnyslope Grading, Inc. v. Miller, 437 N.W.2d 213 (Wis. 1989): 土木建築事業者である原告がバックホー(蝶番が付いた腕に手前に作動するバケットが付いた掘削機)を被告の製造者から直接購入した。バックホーが正常に作動しないため、原告は被告に対する不法行為訴訟を提起し、代替部品の費用、労務費、及び逸失利益の賠償を求めた。バックホー販売時に、被告は原告に保証条項を明示し、バックホーの欠陥に対する製造者の責任を、限定期間内の修繕費及び代替部品費用に制限すると共に、直接的、付随的、及び派生的損害に対するその他全ての責任を否認していた。ウィスコンシン州最高裁は、「製造物を購入した営利事業者は、特に・・・製造者の与えた保証が経済的損失の賠償を排除するときには、専ら経済的損失である損害(solely economic losses)の賠償を、製造者に対してネグリジェンスまたは厳格責任法理に基づき請求することはできない。」と判示して、原告の請求を斥けた。

Northridge Co. v. W.R. Grace & Co., 472 N.W.2d 179 (Wis. 1991): 不法行為に基づく請求が他の財物に与えた損害ではなく、純粋経済的損失であること、また保証違反に基づく契約訴訟は時効が完成していることを理由に、ミルウォーキー・カウンティー巡回裁判所で訴えを却下された原告が、ウィスコンシン州最高裁への飛越上告を認められた事件である。原告のショ

ッピング・センター建設に用いる防火資材を原告の元請建設業者に納入した被告に対して、原告は保証違反、厳格製造物責任及びネグリジェンス不法行為を原因として訴えた。訴状によると、建設資材は欠陥品であり、石綿(asbestos)を含有するため人体と財産に不相当な危険を及ぼした。石綿は建物を汚染し、建設資材の検査、試験、及び除去に費用を要したほか、建物の資産価値を低下させた、と原告は主張した。州最高裁は、製造物(防火資材)が製造物以外の財物(建物)を石綿によって汚染し、健康危険の問題を発生させたため、他の財物に対する物的損害を構成するものと判断し、厳格製造物責任及びネグリジェンス不法行為が成立するか否か事実関係を審理するよう巡回裁判所に差戻した。経済的損失を対象とする契約訴訟と他の財物に対する物的損害を対象とする不法行為訴訟の峻別は、石綿による環境損害に関して困難な問題を提起すると指摘するウィスコンシン州最高裁は、他州法域と連邦海事法域の先例を比較分析している。

Cooper Power Systems v. Union Carbide, 123 F.3d 675 (7th Cir. 1997):多数の変圧器に施した塗料が膨れや剥離を起こしたため、電力会社が塗料製造者と塗料に含まれる新型樹脂(高圧に耐えない)の製造者に対して提起した損害賠償請求事件である。第7巡回区連邦控訴裁判所は、ウィスコンシン州に於いてプリヴァティーが経済的損失法理適用の必要条件でないことは判例法上一貫していると判示して、ウィスコンシン州最高裁への意見確認を求めた塗料会社の申立てを斥けた。; Midwest Knitting Mills, Inc. v. United States, 950 F.2d 1295, 1300 (7th Cir. 1991)(当事者間に契約上の関係が存在しなくとも、全ての場合に、経済的損失のみを求めるネグリジェンス訴訟をウィスコンシン州が拒否するであろう充分な証拠が現在では見られる。); Miller v U.S. Steel Corp., 902 F.2d 573, 574-75 (7th Cir. 1990)(契約当事者関係は経済的損失法理の構成要素でない。); Midwest Helicopters Airways, Inc. v. Sicorsky Aircraft, 849 F.Supp. 666, 671 (E.D. Wis. 1994), aff'd 42 F.3d 1391 (7th Cir. 1994)

Hap's Aerial Enterprises, Inc. v. General Aviation Corp., 496 N.W.2d 680 (Ct. App. Wis. 1992); Tony Spychalla Farms, Inc. v. Hopkins Agric. Chem. Co., 444 N.W.2d 743 (Ct. App. Wis. 1989)

East River Steamship Corp. v. Transamerica Delaval, Inc., 476 U.S. 858: 積載重量 225,000 頓型スーパー・タンカー 4 隻の裸傭船者 4 社(信託財産船舶の受託者)が、主機タービンに設計上及び製造上の欠陥が存在したと主張して、その結果発生した修繕費と不稼働中逸失利益の賠償を求めて、タービン製造者を訴えた連邦海事訴訟である。4 隻は同一造船所(原告 4 社の関連会社)で建造された後、信託会社を経由して各原告に引渡された姉妹船

であるが、その内3隻は、高圧タービンの第1抽気リングが破壊してタービンを損壊し、他の1隻は、高圧と低圧の両タービン間に設けられた後進保護弁(船舶後進時に低圧タービンへの蒸気進入を防ぐ)が前後逆方向に取付けられていたため、蒸気が流入して低圧タービンを損傷した。連邦最高裁は、(1)ネグリジェンス及び厳格責任に基づく製造物責任を既に一般海事法(伝統的判例法原則、その修正、及び新たに導入された原則の集合体)に採用している多数巡回区の連邦控訴裁判所に同調して、これを承認した上、(2)製造物自体のみに発生した損害は、製造物責任が保護すべき損害ではなく、専ら契約法(保証法理)の保護射程内の損害であると判断して、原告の請求を斥けたニュー・ジャージー州連邦地裁と第3巡回区連邦控訴裁判所の判決を支持した。

Miller v. U.S. Steel Corp., 902 F.2d 573 (7th Cir. 1990):事務所ビルの外壁に U.S.スティール製「風化」鋼材(鋼材表面の発錆が保護層となって鋼材内 部の発錆を妨げるため塗装や被覆を必要としない鋼材)を使用したところ、 外壁内部まで発錆が及んだため鋼材の新替を余儀なくされたビル所有者が、 U.S.スティールに対して提起した製造物責任訴訟である。ウィスコンシン 州東部地区連邦地裁は、原告のビル所有者(建築設計技師であり、ビルを 自ら設計した)に 80%の過失があると認定して、州比較過失法理を適用し て訴えを退けた。(比較過失法理については安藤誠二「米国海事法域に於 ける製造物責任」海事法研究会誌第 130 号 (1996 年 2 月号) 13 を見よ。) 第 7 巡回区連邦控訴裁判所のポズナー判事は、商事上の争いは、人身死傷 害や物的損害を発生させる偶発事故を意図する不法行為原則に従うより、 寧ろ、商事法原則に従って解決すべきであると判示して、原告の請求を棄 却した。なお、原告は外壁腐食によりビル内部に水漏れ損害が発生してい ると主張したが、ポズナー判事は付随的財物損害によって、商事上の争い が経済的損失法理の射程外に置かれることはない、つまり主客転倒である (the tail will not be allowed to wag the dog)と、これを一蹴した。

Hoffman v. Red Owl Stores, Inc., 133 N.W.2d 267 (Wis. 1965): 事実関係と判決理由ついては、安藤誠二「約束的禁反言(その1)」海事法研究会誌第 152号(1999年10月号)36-37頁を見よ。

Cosgrove v. Bartolotta, 150 F.3d 729 (7th Cir. 1998)

State Bank of Standish v. Curry, 500 N.W.2d 104 (Mich. 1993): 1986 年 3 月、連邦政府は乳製品市場価格を安定させるため乳牛一括買上計画を実施した。計画参加を希望する農家は、牛乳 100 ポンド当たりの単価を入札し、落札すれば単価に農場出荷数量を乗算した金額を一括して連邦政府から受け取ることとなる。但し、参加農家は以後最低 5 年間酪農業を再開できない。

1975 年から酪農業を営む被告の C 夫妻は、毎年春の種まき時期に仕入れ る種子、肥料、及び化学薬品の購入資金を、原告の S 銀行から借りていた。 融資金は C 夫妻が牛乳を納入するミシガン牛乳製造者組合から月々直接 S 銀行に返済されていた。融資の見返りに、C 夫妻は融資金の倍額を下らな い全動産を担保に提供していた。1986年の始めに、C 夫妻は例年のように S 銀行を訪れ、酪農業継続のための資金需要計画を示すと共に、価格安定化 計画への参加の是非について話し合った。S 銀行が従前どおりの支援を約 束したため、C 夫妻は意図的に予想安全落札価格の 2 倍強の単価で応札し た。ところが、S 銀行が融資支援を打ち切り、未返済の融資残額支払いと 担保動産の引き渡しを求めて訴訟を提起したため、C 夫妻は約束的禁反言 法理に基づき価格安定化計画に参加していたなら得たであろう利益を請求 する反訴を提起した。約束的禁反言法理の必須要件は約束が明確なことで ある(the sine qua non of the theory of promissory estoppel is that the promise be clear and definite)と判示したミシガン州最高裁は、救済請求を支持する に足る明確な融資約束が存在した証拠(融資金額、金利、返済方法など重 要な条件に関し)が存在するものと判断し、原審判決を破棄し、約束的禁 反言法理を適用した陪審評決を承認した。

Metropolitan Coal Co. v. Howard, 155 F.2d 780 (2d Cir. 1946): 冬季風雪の急 変する夜間に、石炭を満載し被曳航中の艀がマサチューセッツ州の海岸線 に近い沖合で、船倉に海水が浸水したため、沈没した。傭船契約書には艀 の石炭可載数量およそ 1,800/1,900 屯との記載があったが、実際には 1,917 屯を積み、艀中央部の乾舷は僅か18インチを残すのみであった。ハッチ・ カヴァーの厚みも 1.5 インチに過ぎなかった。貨物所有者から提起された 海事訴訟に於いて艀船主は、相当の注意を尽くしても発見し得ぬ不堪航に 対する責任から船主は免れる、と規定した傭船契約の規定を根拠に、責任 制限を求めた。第2巡回区連邦控訴裁判所が判断した争点は、(1)艀の堪航 性維持に解所有者が相当の注意を尽くしたことの立証責任は解所有者にあ るか?、(2)傭船契約中の「相当の注意」に関する規定によって、艀所有 者は免責されるか?、(3)傭船契約にハーター法の責任制限条項が参照編 入されているため、艀船主は免責されるか?の3点であった。(1)を肯定、 (2)と(3)を否定に解したハンド判事は、貨物積載可能数量の明示保証に関 連して、次のとおり述べている。保証とは、ある事実の存在を契約の一方 当事者が請合い、相手方当事者がこれを信頼するものである。これにはま さに、事実を自ら確認する義務を諾約者に免除する目的がある。約束者が 過去に既存するものを制禦できないことは明白であるから、保証事実が真 実でないと判明したとき、保証は帰するところ諾約者の損害を填補すると

の約束となる。

Vidimos, Inc. v. Laser Lab Ltd., 99 F.3d 217 (7th Cir. 1996): インディアナ州 で金属製品製造業を営む原告の VI は、金属レーザー切断機をオーストラリ アの製造者 LL(第一共同被告)から購入したが、設置当初から切断機は正 常に作動しなかった。LL による度重なる修復努力にも拘わらず、効果が見 られないため、新しい切断機が交換設置された。しかし、これまた満足に 作動しなかった。その後、LL はアメリカの会社 WL (第二共同被告)とミ シガン州法を準拠法とする独占的販売契約を結び、北米地域に於ける LL 製 品の販売、設置、及び保証サーヴィスの責任を委ねた。WL は既存顧客に 対する未解決保証の責任も併せて請負った。LL は欠陥部品を WL に無償で 供給することを保証したが、保証違反に対し、WLが求め得る救済は修繕 費または欠陥部品の交換に限られ、派生的損害は除外されることが契約に 明記されていた。WL が契約上負担する義務の履行を保証するため、WL の 親会社 WM (第三共同被告)も契約に署名した。LL と WL は別個に VI に 文書を送り、WL による既納切断機に関する保証責任の引受と保証期間の 延長を通告した。VI は LL・WL 間の事業譲渡と LL のアメリカ国内事業閉 鎖に異議を唱えず、WL従業員による保証工事を容認した。しかしながら、 WL の保証工事は進捗せず、機械が保証どおり正常に作動するようになっ たのは、LL・WL とは別の第三者による修繕が成功した3年後であった。VI は LL の保証違反の結果逸失した利益\$1,000,000 の損害賠償を LL (既に破 産) WL、WM の三者に対して訴求した。第7巡回区連邦控訴裁判所のポ ズナー首席判事は、契約当事者以外の第三者に、受益者として、契約に基 づく訴えを認めることはコモン・ローでは比較的新しいこと(信託受益者 が持つ類似の権利はエクウィティーに起源がある)であると述べた上、次 の問題点を指摘している。即ち、損害を受けた全ての受益者に訴権を認め ると、契約上の約束者は不本意な違反(多くの契約違反はこれに当たる) に対してさえ、多大な潜在的責任を負う危険に晒され、遠因的責任を制限 する不法行為法と調和しない。更に当事者と第三者の意思の合致を如何に して見出すのか?しかしながら、ポズナー判事によれば、契約両当事者の 意思に焦点を定めれば、この謎は氷解する。契約の双方当事者は、自己の 目的のために、契約を強制する権限を第三者に与えることができる。もし 当事者双方がこの意思を適切に契約に明示すれば、契約自由の概念が第三 者に契約の強制を認める説得力ある根拠となる。LL と WL は共にそれぞれ の目的のため VI に契約強制権を与えたものと判断された。次の問題は逸失 利益(派生的損害)に対する救済である。ミシガン州法に限らず、一般に、 保証違反訴訟に於ける派生的損害は予見可能性の要件を充たせば賠償が認

められる。しかし本件では、契約上、LL は WL に対して派生的損害に関す る責任を負わないと定められている。WLの主張によれば、第三者受益者 VI の権利が諾約者 WL のそれに勝ることはない。しかしながらポズナー判事 は、VI は WL の立場で LL に対して保証責任を問うているのではなく、既 に LL が負っている責任を引受けた WL に対してその責任を追及していると 指摘して、WL の主張を斥けた。最後に保証人 WM に対する請求原因が問 題となった。WM は WL の契約履行を LL に保証したのみであるから、訴 状に挙げた契約違反と保証違反では、VI の請求原因としては無理がある。 そこで、VI は引受義務法理(assumed duty theory)(不法行為の一種)と約束 的禁反言法理を(訴状を訂正することなく)事実審理の際に主張した。手 続上の不備は治癒できると判断したポズナー判事は、VI が引受義務法理を 根拠に WL の責任を追及することが可能か否か、また可能であるとしても 不意打ちまたは遅滞が結果的に被告の不利となり、または司法経済に悪影 響を及ぼすため、これを禁じるべきか否か、更に WL 及び WM に対して約 束的禁反言法理に基づく請求を VI に認めるべきか否か、を第1審として審 理するため、インディアナ州南部地区連邦地裁に差戻した。

Walker v. KFC Corporation, 728 F.2d 1215 (9th Cir. 1984):被告の KFC はケ ンタッキー・フライド・チキンの商標で知られるファスト・フード・レス トラン・チェーンの経営権授与企業である。同社は併せてメキシコ・アメ リカ料理のザンチゴ・レストラン・チェーンも運営している。KFC は ZSD (第一原告)及び WW(第二原告)とオプション契約を結び、サン・ディ エゴ地区に於いてザンチゴ・チェーン・レストランを経営するための営業 権授与契約を締結する選択権を与えた。WW は有限責任会社 ZSD の主たる 社員である。ZSD と WW は契約違反、約束的禁反言、及び欺瞞的秘匿を理 由に KFC に対する損害賠償請求訴訟を提起し、KFC は ZSD と WW に対し て営業債権の支払いを求める反訴を起こした。ここでは、約束的禁反言に 限って判決要旨を記す。オプション契約によれば、選択権行使の先行条件 として、原告は、候補地を選び、土地の借地権を取得し、建築計画を作成 して被告の承認を求め、事業開始のための材料設備を発注し、レストラン 施設の建設を完了し、KFC の訓練教習を受講しなければならない。更に選 択権を行使すると、原告は、レストラン事業の促進・拡大と、ザンチゴ製 品の拡販に、最大限の努力を尽くすことが、営業権授与契約の条項によっ て、義務づけられていた。約束的禁反言法理の適用を認めたカリフォルニ ア州南部地区連邦地裁判決を覆した第 9 巡回区連邦控訴裁判所のノリス判 事は、原告が借地権を取得したことや他に時間と金銭を費やしたことは、 被告に契約を締結すべく誘発した約因としての履行であると判断した。ノ

リス判事はカリフォルニア州最高裁のヤングマン事件判決から次の文言を引用している。「約束的禁反言の目的は、通常の意味に於ける交換取引の対象としての約因が存在しないとき、事情次第で、約束に拘束力を与えるものである。諾約者の履行が約束時に約束者から要求されたものであれば、その履行は交換取引されたものであって、約束的禁反言は適用とならない。・・換言すると、諾約者の信頼が交換取引されたものであるとき、約因法理が適用され、約束的禁反言法理適用の余地があるのは、信頼が交換取引の対象でないときに限られる。」Youngman v. Nevada Irrigation District, 449 P.2d 462 (Cal. 1969) 要するに、契約文書外の約束を信頼して不利益行為を行ったことが約束的禁反言の要件である。ノリス判事はこの他、約束的禁反言は、「約束者に何らの利益が移転しない事例に」限定されると判示したカリフォルニア州下級審判例(Signal Hill Aviation Co. v. Stroppe, 158 Cal.Rptr. 178 (1979))を引用している。

General Aviation, Inc. v. Cessna Aircraft Co., 915 F.2d 1038 (6th Cir. 1990):被 告の航空機メーカー CS は 1977 年から 1984 年までの間、原告の GN にセス ナ・コンクェスト機の販売とサーヴィスを行わせていた。販売代理店契約 は一年契約であり、随意に延長可能であったが、何れか一方の当事者が契 約更新の積極的行動を執らないときは、自動的に終了することとなってい た。1984年の年末、CS は意図的に更新期日を経過させ、GN との関係を絶 った。挙げる理由は契約期間中の売上が割当て機数に達しなかったことに ある。しかしこれは口実であって、真の理由はセスナ機の性能に GN が疑 念を唱えたことにあると GN は抗弁する。争点は、契約違反、誠実義務違 反、約束的禁反言、ミシガン州乗用車保護法違反、ミシガン州一手販売権 法違反など多岐に亘るが、ここでは約束的禁反言法理の適用可否に関する 争点のみを記す。GN の主張によると、CS は GN を他の代理店と公平且つ 同等に取り扱うと口頭で約束し、この約束を信頼した GN は不利益を被っ たことになる。しかしながら、第6巡回区連邦控訴裁判所は、次のように 判示して、GN の主張を斥けた。CS と契約を結ぶため、競争会社のビーチ ・エアクラフトとの代理店取引を将来的に差控えることに合意したことは、 損害を招く不利益な信頼に当たる、と GN は主張するが、これはとりもな おさず、約束的禁反言法理の要件である損害を招く不利益な信頼を満足す ると主張する履行が、文書契約の約因に相当する履行と同一であると言う に過ぎないため、約束的禁反言法理は適用できない。なお、判決は第9巡 回区連邦控訴裁判所のノリス判事が用いた「林檎を再度ガブリと噛む」の 表現を引用している。

Prentice v. UDC Advisory Services, Inc., 648 N.E.2d 146 (Ill. App. 1 Dist. 1995)

:土地開発事業組合に有限責任組合員として出資した複数原告が、事業者を契約違反と約束的禁反言に基づき訴えた集団訴訟である。土地開発事業目論見書付帯の経過報告書には、事業者は商業地域と住宅地域に区分された広大な土地から、住宅地域のみについて、特定した計算方式に基づく価格(公正市場価格より低い)を支払い、組合から買取る権利があるものと記載されていた。その後土地は商業地域と住宅地域の外レクリエーション地域(実はゴルフ場)にも区分され、事業者は商業地域の外レクリエーション地域についても規定価格で買取選択権を行使したため、有限責任組合員が選択権行使価格に誤りがあると主張して訴えに及んだものである。イリノイ州第1地区控訴裁判所は、クック・カウンティー巡回裁判所が約束的禁反言の訴訟原因を棄却した(dismiss with prejudice)判断を承認し、「当事者の自白または裁判所の事実認定により、強制力ある契約が実際に存在し、それ故約因が存在すると確定したきは、当事者はもはや約束的禁反言法理に基づき償いを求め得ない。」と判示した。なお、本判決も「林檎を再度ガブリと噛む」の表現をノリス判決から引用している。

Walker v. KFC Corporation, 728 F.2d 1215, 1220 (9th Cir. 1984): "Promissory estoppel is not a doctrine designed to give a party to a negotiated commercial bargain a second bite at the apple in the event it fails to prove a breach of contract." なお、事実関係と判旨については、前記注再出 を見よ。

- (註)初出:「海事法研究会誌」(第 153 号)「やさしく学ぶアメリカ契約法第7回 」 1999.12.1 (社)日本海運集会所
- © Copyright 2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved